

令和八年十月八日

広島県規則第五十一号

出納員その他の会計職員の任命等に関する規則の一部を改正する規則

出納員その他の会計職員の任命等に関する規則（昭和三十九年広島県規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

				別表第三（第五条、 第九条、 第九条の二関係）	改正後
機 関	十	十	十		
員 出 納	（略）	（略）	（略）		
員 納 出 任 分	（略）	（略）	（略）		
員 納 出 任 分 の 時 臨	（略）	（略）	（略）		
委 任 事 務	（略）	（略）	（略）	別表第三（第五条、 第九条、 第九条の二関係）	改正前
機 関	十	十	十		
員 出 納	（略）	（略）	（略）		
員 納 出 任 分	（略）	（略）	（略）		
員 納 出 任 分 の 時 臨	（略）	（略）	（略）		
委 任 事 務	（略）	（略）	（略）		

附則

備考
(略)備考
(略)